

議員提出議案第1号

取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年 2月15日

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

提出者	取手市議会議員	岩 澤 信
〃	〃	赤 羽 直 一
〃	〃	佐 藤 隆 治
〃	〃	落 合 信太郎
〃	〃	根 岸 裕美子
〃	〃	関 川 翔
〃	〃	小 池 悦 子
〃	〃	石 井 めぐみ

提案理由

オンライン会議システムを活用した委員会の会議について、やむを得ない理由により参集が困難な委員から求められた場合及び委員長が特に必要と認める場合にも招集できるようにするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市議会委員会条例の一部を改正する条例

取手市議会委員会条例（昭和45年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議の特例)</p> <p>第15条の2 委員長は、<u>次に掲げる場合には、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)</u>を活用した会議を開くことができる。</p> <p>(1) <u>災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認める場合</u></p> <p>(2) <u>公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員からオンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める場合</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(会議の特例)</p> <p>第15条の2 委員長は、<u>災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、</u>映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)を活用した会議を開くことができる。</p> <p>2 (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。